

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 労災保険制度等の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、この検討結果等を踏まえて制度改正を行う場合には、税制上の所要の措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。 		
関係条文	労働者災害補償保険法第12条の5、第12条の6		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る」とされているところ、複数就業者に係る労災保険給付の在り方について、現在、労災保険部会において検討が行われている。労災保険法に基づく既存の保険給付については、すべて労災保険法により非課税措置が適用されており、当該検討の結果、複数就業者に係る保険給付について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>また、その他関連する制度の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 労災保険給付として支給を受けた金品は、労働災害によって失われた被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の損失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上においていわゆる所得とは性質を異にしており、また、複数就業者に対する労災保険制度の政策効果を高めるためには、税制面の支援が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標3-3-1：被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
	政策の達成目標	労働者に業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護を図るために、必要な労災保険給付を行うことを通じて、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	既存の労災保険給付については、すべて労災保険法により非課税措置が適用されており、複数就業者に係る労災保険給付の見直しについても、他の保険給付と同様の取扱いとすることが適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>労災保険給付に係る非課税については、制度見直しに合わせて平成 17 年度に非課税措置の税制要望を行った。</p>